

令和8年度地方基準点算定調書作成の手引き  
(土木工事・建築工事・管工事・水道施設工事)  
市内業者用

橋本市 総務課

受付期間：令和8年1月6日(火)～2月5日(木)

## 1. 等級別格付の申請について

令和8・9年度の建設工事に係る入札参加資格審査の申請をした者で、等級別格付の対象となる建設工事を受けようとされる方は、以下の事項に十分留意の上、申請をしてください。

令和6・7年度より申請は原則電子申請となりました。(紙申請も可能です。)

### (1) 対象工事

橋本市及び橋本市水道事業が発注する建設工事のうち令和7年度の等級別格付の対象となる建設工事は次のとおりです。

- ①土木一式工事
- ②建築一式工事
- ③管工事
- ④水道施設工事

### (2) 対象業者

令和8・9年度入札参加資格審査の申請をした者で、上記対象工事①～④の入札に参加を希望する市内の建設工事業者（橋本市内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けている「主たる営業所」を有する者）とします。

### (3) 等級別格付方法

等級別格付方法は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査の結果に基づく総合評定値に、地方基準点数を加算した点数により、対象工事ごとに、(1) 等級別格付区分表に基づき格付します。

$$\begin{array}{l} \text{(客観点数)} \quad \text{(主観点数)} \\ \text{総合評定値 (P)} + \text{地方基準点数} = \text{格付点数} \end{array}$$

地方基準点数の算定は、次の算定基準等により求めます。

別紙「令和8年度 地方基準点数算定基準」参照

### (4) 等級別格付の有効期間

令和8年6月1日から令和9年5月31日まで

## （5）電子申請にかかる注意点について

PDF形式を指定している提出書類についてはスキャニングや変換処理等によりPDF形式に整理し、申請フォームに添付して提出してください。

提出書類は指定のない場合は全て白黒で問題ありません。

スキャニングは鮮明にしてください。不鮮明な場合は、添付のやり直しを依頼する場合があります。

コンピュータウイルスに感染したデータを添付することの無いよう注意してください。

使用印鑑届の原本は、申請日から参加資格の有効期間終了日まで、市の求めに応じていつでも提示できるよう保管してください。

## （6）行政書士による代理申請について

本申請を行政書士が代理申請する場合は、申請書類の所定の箇所に行政書士情報を記入してください。また、本申請にかかる委任状（様式は任意）をPDF形式にて提出してください。

## （7）申請書の受付期間

令和8年1月6日（火）から令和8年2月5日（木）午後5時必着

持参の場合の受付時間は、上記の期間の午前9時から正午、午後1時から午後5時となります。（土曜、日曜、祝日を除く）

## （8）提出方法

橋本市及び橋本市水道事業の入札参加資格審査申請を一括して受付しています。

原則、電子申請により提出してください。

### 電子申請の場合

令和8・9年度入札参加資格申請フォーム（建設工事：地方基準点）

（<https://logoform.jp/form/dD8K/1294173>）より提出してください。

※申請（訂正）期間以外はアクセスできません。

### 紙申請（郵送・持参）の場合

紙申請の場合は、提出書類を通番順に入札参加資格審査（新規追加）申請と同じファイルに綴込み、提出してください。地方基準点算定調書のみを提出される方は、A4ファイルに綴じ込む必要はありません。また、封筒に「入札参加資格審査申請書在中」と赤書きで表記し、以下の提出場所に郵送・持参してください。

●提出場所 〒648-8585 橋本市東家一丁目1番1号

橋本市 総務部 総務課 契約検査係

## （9）問い合わせ先

記載事項等不明な点については、次のところへ問い合わせてください。

橋本市 総務部 総務課 契約検査係

電話：0736-33-1218 （直通）

## (10) その他

申請書の受領後、受領確認書を電子メールにて送付しますので、申請担当者又は代表のメールアドレスは必ず記載してください。また、行政書士による申請の場合は、行政書士に受領確認書を電子メールにて送付します。

持参による提出の場合、以前は窓口で書類の確認、受領確認書の発行を行っていましたが、令和6・7年度申請より、窓口での書類の確認は行わず受領のみを行い、受領確認書は書類の確認後、原則電子メールにて送付します。

## (11) 等級別格付区分表

工事種別	等級区分	格付点数	予定価格（税込み）	備 考
土木一式工事	1	800点以上	1.5億円未満 1,000万円以上	6,000万円以上は特定
	2	800点未満 700点以上	5,000万円未満 400万円以上	
	3	700点未満 600点以上	2,500万円未満	
	4	600点未満	1,000万円未満	新規格付け業者は、400万円未満
建築一式工事	1	750点以上	1.5億円未満 400万円以上	6,000万円以上は特定
	2	750点未満 650点以上	3,000万円未満	
	3	650点未満	1,000万円未満	新規格付け業者は、400万円未満
管工事	1	700点以上	6,000万円未満 400万円以上	6,000万円以上は特定
	2	700点未満 600点以上	2,500万円未満	
	3	600点未満	1,000万円未満	新規格付け業者は、400万円未満
水道施設工事	1	750点以上	1億円未満 400万円以上	6,000万円以上は特定
	2	750点未満 600点以上	2,500万円未満	
	3	600点未満	1,000万円未満	新規格付け業者は、400万円未満

橋本市建設工事及び委託業務請負業者選定規程（平成18年橋本市訓令第44号）

※ただし、格付点数の算定結果によっては、業者数のバランスを考慮し、等級区別の格付点数を変更する場合があります。

## 2. 提出書類及び記入要領等 (※ [] 内は電子申請の場合のファイル形式です)

通番	書類の名称【ファイル形式】
	記入方法等
1	<p>提出書類チェックリスト【エクセル形式】</p> <p>申請前に提出書類が全てそろっていることを確認してください。また、提出者確認欄にレ印等を記入してください。</p>
2	<p>地方基準点算定調書（様式 地基一第1号）【エクセル形式】</p> <p>各項目について、該当の有無を記入してください。</p>
3	<p>受注を希望する建設工事の種類一覧【エクセル形式】</p> <p><u>※入札参加資格審査申請書一件書類に添付済の場合、添付省略可とします。</u> 本市における入札参加申請する工事種別の「希望有無」の欄に「●」、「特定/一般」の欄には特定建設業許可か一般建設業許可の別を記入してください。「総合評定値」、「完成工事高」欄には経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の情報を記入してください。 許可を取得していても、受注を希望しない工事種別は空白のままとしてください。なお、経営事項審査総合評定値がない業種は、申請することができません。</p>
4	<p>経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）【PDF形式】</p> <p><u>※入札参加資格審査申請書一件書類に添付済の場合、添付省略可とします。</u> 格付けの基準日の前年度の1月1日（令和8年1月1日）において有効な地方整備局又は知事が発行したものの写しを添付してください。審査基準日において有効なものとは、総合評定値通知書記載の審査基準日が令和6年6月1日以降のものになります。有効なものが複数あるときは、申請日から直近のものを添付してください。</p>
5	<p>技術職員名簿（写し）【PDF形式】</p> <p><u>※入札参加資格審査申請書一件書類に添付済の場合、添付省略可とします。</u> 経営規模等評価申請時に添付したもので収受印（地方整備局又は県知事）があるものの写しを添付してください。</p>
6	<p>技術職員一覧表【エクセル形式】</p> <p>5技術職員名簿に記載された技術者、工事種別、資格名称を記入してください。 格付け対象でない工事種別については「その他」としてください。</p>

7	<p>労働安全衛生法関係資格者一覧表（様式 地基一第2号）【エクセル形式】</p> <p>6技術職員一覧表に記載のある常勤従業者で、別紙「資料②」に記載している評価対象となる資格を所有している場合は、その資格者の氏名と資格名を記入して下さい。</p> <p><u>技術職員一覧表に記載のない従業者は記入できません。</u></p> <p>該当する従業者がいない場合、又は申請しない場合でも、本様式を提出してください。</p>
8 (※)	<p>資格者証及び労働安全衛生法関係資格の資格者証又は講習終了証等（写し）【PDF形式】</p> <p>様式「地基一第2号」に記入した資格者の資格者証等を添付してください。有効期限のある資格者証等については、格付けの基準日（令和8年4月1日）において有効であるものを提出してください。以前に提出済で、追加・変更がない場合は添付を省略することができます。</p>
9 (※)	<p>独占禁止法遵守マニュアル（任意様式）【PDF形式】</p> <p>独占禁止法遵守のための研修（講習）の実施（参加）報告書【エクセル形式】</p> <p>マニュアルと報告書の両方の提出が必要です。</p> <p>評価基準については別紙「資料①」を参照してください</p> <p>社外研修（講習）を受講した場合は受講証（写し）【PDF形式】の提出が必要です。なお、受講を証明する印鑑等が押印される証明書の場合、押印のない場合は無効となります。</p>
10 (※)	<p>不当要求防止責任者講習に係る受講修了書（和歌山県公安委員会発行）（写し）【PDF形式】</p> <p>令和6年4月1日から申請日までの間に受講したものの修了書の写しを提出してください。</p>
11 (※)	<p>「災害時における応急復旧応援に関する協定書」【PDF形式】</p> <p>「災害時における応急復旧応援に関する協定書」の写しは、加入団体（建設業協会、橋本市水道工事協同組合など）が発行した最新のものを提出してください。</p> <p>なお、橋本市防災協力事業所に登録されている場合は、書類の提出は必要ありません。</p>
12 (※)	<p>ISO9000シリーズの認定書（写し）【PDF形式】</p> <p>認証の写しを提出してください。</p>
13 (※)	<p>ISO14000シリーズの認定書（写し）【PDF形式】</p> <p>認証の写しを提出してください。</p>
14 (※)	<p>産業廃棄物処分業許可証又は、産業廃棄物収集運搬業許可証（写し）【PDF形式】</p> <p>該当する許可証の写しを提出してください。</p>
15 (※)	<p>橋本市建設工事優良工事表彰状（写し）【PDF形式】</p> <p>令和6年度及び令和7年度に対象工事があれば、表彰状の写しを提出してください。</p>

16	<p>専門工事に関する調書（様式第10号）【Excel形式】</p> <p><u>※入札参加資格審査申請書一件書類に添付済の場合、添付省略可とします。</u></p> <p>以下の1)～7)の工事の申請者で、以下の事項に該当のある場合のみ提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 舗装工事           <p>舗装工事の申請者で舗装機械【アスファルトフィニッシャ・タイヤローラ・マカダムローラ・回送車】の全てを所有又は賃貸借等の契約締結しているときは、規格、台数、所有状況等を記入し、所有又は契約を証明する書類を添付してください【PDF形式】。</p> <p>また、常勤従業者に「1級舗装施工管理技術者」、「2級舗装施工管理技術者」の資格を有する者がいるときは記入してください。</p> </li> <li>2) 造園工事           <p>造園工事の申請者で、常勤従業者に「造園技能士」の資格を有する者がいるときは記入してください。</p> </li> <li>3) 電気工事           <p>電気工事の申請者で、常勤従業者に「電気工事士」の資格を有する者がいるときは記入してください。</p> </li> <li>4) 下水道推進工事           <p>土木工事の申請者で、常勤従業者に「推進工事士」の資格を有する者がいるときは記入してください。</p> </li> <li>5) 管更生工事           <p>土木工事の申請者で、管更生工法の協会に加入している場合は、加入している協会の名称及び工法を記入し、会員証（写し）を提出してください【PDF形式】。</p> </li> <li>6) 路面標示工事           <p>塗装工事の申請者で、常勤従業者に「路面標示施工技能士」の資格を有する者がいるときは記入してください。</p> </li> <li>7) 解体工事           <p>解体工事の申請者で、常勤従業者に「解体工事施工技能士」の資格を有する者がいるときは記入してください。</p> </li> </ol>
----	--

(※)・・・評価基準を満たす書類が整っていれば加点対象となりますので、任意に提出してください。